

万田坑ステーションデジタルコンテンツ整備業務 公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

荒尾市にある三池炭鉱万田坑は、明治時代後期に三井財閥が総力を挙げて整備した三池炭鉱の施設の一つである。現在でも第二堅坑櫓を中心に多くの資産が良好に保存されている。平成27年7月には「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録された。この普遍的価値を後世に引き継ぐために、万田坑ステーションでは、来館者へ主にガイドによるインタープリテーションを行っているところである。

本業務では、万田坑ステーション来館者へコロナ禍での工夫をしながら万田坑の理解度向上を図るため、本市がこれまで蓄積してきた三池炭鉱万田坑に関する写真データや元労働者に対し行ったインタビュー映像などをデジタルアーカイブで管理・公開できるように機器一式を整備することと併せて、現在では実際に見ることができない地下坑道の世界をVR（仮想現実）で疑似体験できるようVR視聴機器一式を整備することとしている。

そこで、万田坑ステーションデジタルコンテンツ整備業務を行うに当たり、公募型プロポーザルにより、当事業の実施に係る企画提案を募集し、事業の実施に最も適した契約の候補者を選定するものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

万田坑ステーションデジタルコンテンツ整備業務

(2) 業務内容

別紙「万田坑ステーションデジタルコンテンツ整備業務委託基本仕様書」のとおりとする。なお、この基本仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

(3) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）により契約を締結する。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

(5) 見積限度額

15,419,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本件の提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成7年告示第37号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (6) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) 過去5年間（平成28年度～令和2年度）に国又は都道府県指定の文化財にVRコンテンツを納入した実績があること。

4 事業者選定の流れ

- (1) 一次審査及び二次審査の実施

参加表明書等の提出事業者が4者を超えた場合は、一次審査（実績審査）を行い、上位4者について二次審査（内容審査）を行う。なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

- (2) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日など、荒尾市の休日を定める条例（平成3年条例第13号）に規定する市の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告	令和3年9月27日（月）
2	参加資格及び業務内容に関する質疑の受付 （回答期限：令和3年10月8日（金））	令和3年9月27日（月）から 令和3年10月4日（月）まで
3	参加表明書（荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（平成24年告示第128号。以下「要綱」という。）様式第1号）の受付	令和3年9月27日（月）から 令和3年10月13日（水）まで
4	一次審査（参加資格審査・実績審査）	令和3年10月14日（木）から

		令和3年10月26日(火)まで
5	提案書提出要請通知書(要綱様式第2号)の発送	令和3年10月26日(火)まで
6	提案書の提出意思確認書(要綱様式第4号)の提出期限	令和3年11月9日(火)必着 持参は午後5時まで
7	提案書(要綱様式第3号)等の提出期限	令和3年11月15日(月)必着 持参は午後5時まで
8	二次審査(内容審査)	令和3年11月下旬予定
9	最優秀提案事業者の決定及び契約の締結	令和3年12月中旬予定

5 参加表明手続

参加表明をする者は、参加表明書(要綱様式第1号)を1部提出するとともに、下記の添付書類を提出し審査を受けるものとする。なお、参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(1) 添付書類(以下「参加表明書類」という。)の構成

- ア 会社概要(最新もの。パンフレット等も可。)
- イ 直近年度の決算資料
- ウ 業務実績一覧(任意様式)

過去5年間に、国又は都道府県指定の文化財に納入したVRコンテンツを対象とする。また、類似実績として、過去5年間に博物館等に納入したVRコンテンツも対象とする。

一覧には、「発注機関名」、「業務名」、「契約金額(消費税込み)」及び「業務の概要」を記載すること。なお、一覧に記載する実績は最大10件とする。

また、それらのうち、代表的なVRコンテンツの動画(3件まで)を収録したCD等を10部提出すること。

エ 納税証明書(参加表明をした事業所等において、参加表明書を提出する日から前3か月以内に発行された証明書で、令和2年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの)

(ア) 参加表明をした事業所が熊本県内にない場合(1種類)

- ・直前1年の営業年度の国税(法人税又は所得税及び消費税)の未納がない証明(写し可)

(イ) 参加表明をした事業所が荒尾市外で熊本県内にある場合(2種類)

- ・直前1年の営業年度の国税(法人税又は所得税及び消費税)の未納がない証明(写し可)

- ・熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）その他県税の未納のない証明（写し可）
- (り) 参加表明をした事業所が荒尾市内にある場合（3種類）
 - ・直前1年の営業年度の国税（法人税又は所得税及び消費税）の未納がない証明（写し可）
 - ・熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）その他県税の未納のない証明（写し可）
 - ・市税の未納がない証明書
- オ 暴力団排除に関する誓約書
指定様式に必要事項記入・押印の上、提出すること。
- カ 役員名簿（任意様式）
役職名、氏名、氏名カナ、性別、生年月日及び住所を記載した役員名を提出すること。
- (2) 参加表明書類の提出
参加表明者は、正本1部及び副本10部を次のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。
※副本は、提出事業者名が特定できないよう黒塗り等の処理を行うこと。
- ア 受付期間
令和3年9月27日（月）から令和3年10月13日（水）までとする。
持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。
- イ 受付場所
事務局（文化企画課）

6 質疑回答

- (1) 質疑の受付
 - ア 受付期間
令和3年9月27日（月）から令和3年10月4日（月）まで
 - イ 質疑の方法
本業務について質疑のある者は、事務局（文化企画課）の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「万田坑ステーションデジタルコンテンツ整備業務についての質疑（事業者名）」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。ただし、質問書の受理について電話で確認することは差し支えない。
- (2) 質疑に対する回答

ア 回答予定期日

令和3年10月8日（金）まで

イ 回答方法

回答予定期日までに、質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに市ホームページに回答を公開する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うため、全てに回答するものではない。

7 提案書の提出要請及び提出意思の確認

(1) 提案書の提出要請

参加資格確認結果は、令和3年10月26日（火）までに「提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）」により郵送する予定である。なお、同通知のない者は、提案書を提出することはできない。

(2) 提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思について、以下のとおり持参又は郵送により「提出意思確認書（要綱様式第4号）」を提出すること。

ア 提出期限

令和3年11月9日（火）までとする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

イ 受付場所

事務局（文化企画課）

8 提案書等の提出

(1) 提案書類

提出意思確認書（要綱様式第4号）により、提出意思を表明した者は、表2の書類を提出すること。なお、提出する副本には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

表2 提出書類一覧

提出書類	留意事項	提出部数
1. 提案書	要綱様式第3号	1部
2. 提案事項		
実施体制・配置予定者	任意様式	正本1部 副本10部
製作コンテンツ概要		
設置イメージ		
その他アピールポイント		

3. 業務工程表	デジタルコンテンツの製作から設置までの毎月の作業など、全体的な業務工程を示すこと。	正本1部 副本10部
4. 見積書	<p>2(1)に示す業務に係る総額（税抜き）及び内訳明細を記載すること。</p> <p>作成した見積書は、次の事項を記載した封筒に密封して提出すること。</p> <p>① 業務名称</p> <p>② 提出者の所在地、名称、代表者名及び代表者印</p> <p>③ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）</p>	1部

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和3年11月15日（月）までとする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

イ 受付場所

事務局（文化企画課）

9 一次審査（参加資格審査・実績審査）

参加表明書類に基づく参加資格審査を実施する。なお、提案書の提出者数が4者を超える場合には、「万田坑ステーションデジタルコンテンツ整備業務事業者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）により、参加表明書類に基づく実績審査を実施する。

(1) 審査予定時期

令和3年10月14日（木）から令和3年10月26日（火）まで

(2) 評価方法

表3の評価基準に基づき、提案者の実績について評価する。なお、提案書の提出者数が4者以下の場合には、二次審査において併せて審査を実施する。

10 二次審査（内容審査）

提案書の内容等について評価するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時及び場所等

日時は令和3年11月下旬とし、正式な日時・場所及び実施方法は改めて通知する。

(2) 参加人数

1 提案者当たりのプレゼンテーション参加人数は4名以内とし、予定統括責任者（配置予定技術者等）は、必ず参加するものとする。

(3) プレゼンテーションに要する時間

プレゼンテーションの時間は15分以内とし、その後に15分の質疑回答を行う。

(4) プレゼンテーションに要する機材

本市にてプロジェクター及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

なお、プロジェクター及びスクリーンを提案者側で用意することは、差し支えない。

(5) 評価方法

表3の評価基準に基づき、提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価委員会が評価する。評価点は、小数点以下第2位を切り捨て、第1位まで算出する。

なお、プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、提案内容を説明する動画を収録したCD等の提出に変更する場合がある。この場合における質疑応答は、評価委員会が事務局を通じて電子メール等により提案内容に対する質疑を行い、提案者は指定された期日までに回答するものとする。

表3 技術提案の評価項目及び配点

評価項目		評価基準	配点
業務遂行能力 (35点)	業務実績	実績をどの程度有しているか。 ※実績は過去5年以内に、国又は都道府県指定の文化財に納入したVRコンテンツとする。 また、類似実績として、過去5年以内に博物館等に納入したVRコンテンツとする。	25点

			過去5年以内に製作した代表的なVRコンテンツの映像データも評価の対象とする。	
		実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に必要な人員・組織を有しており、また、効果的な体制がとられているか。 ・実現性のある計画的な業務工程となっているか。 	10点
企画力 (65点)	VR	集客力	多くの来場者を呼び込めるような魅力的なものとなっているか。	15点
		先進性	<ul style="list-style-type: none"> ・先進性が高いものとなっているか。 ・没入感や臨場感の高いものとなっているか。 	15点
	デジタルアーカイブ・VR共通	理解促進	万田坑の理解促進が望める内容となっているか。	15点
		操作性	施設職員や高齢者も操作しやすいように工夫されているか。	10点
		発展性	今回整備する機器にコンテンツ内容の追加・変更を容易にできるようなものとなっているか。	5点
		感染症対策	機器の使用に当たり、新型コロナウイルス感染症への対策が講じられているか。	5点
	合計			

1.1 最優秀提案事業者の選定等

(1) 最優秀提案事業者の選定方法

評価委員会において決定した順位の結果及び提案価格の評価を、荒尾市プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。

審査会における評価に当たっては、次の算定方式によって提案価格及び技術評価（一次審査と二次審査の合計点：100点満点）を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。なお、参加者の評価点数（小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位まで算出する。）が同点となった場合は、「企画力」の評価が高い提案者を上位とし、「企画力」の評価も同点の

場合は、審査会の協議により決定する。なお、提案事業者が1者の場合であっても、参加資格を満たし、提案の技術評価点数が60点以上であれば最優秀提案事業者の候補者として特定する。

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術評価点数} \times 80}{100} + \frac{\text{最も低い見積額} \times 20}{\text{提案者の見積額}}$$

上記審査会における最優秀提案事業者の候補者の決定を踏まえて、市長が最優秀提案事業者を決定する。

(2) 審査結果等の通知

最優秀提案事業者にあつては採用決定通知書（要綱様式第7号）により、その他の者にあつては不採用決定通知書（要綱様式第8号）により通知する。

1.2 最優秀提案事業者決定後の手続

- (1) 決定した最優秀提案事業者との間において契約交渉を行う。
- (2) 契約交渉に際して、契約内容等詳細について協議を行う。
- (3) 契約締結における契約内容は、提案書等（プレゼンテーションにおける説明内容等を含む。）に基づくものとする。
- (4) 最優秀提案事業者との契約交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、次点の者を最優秀提案事業者とし、この者との間において契約交渉を行う。この場合においては、上記(2)及び(3)を準用し、契約交渉を行う。

1.3 審査結果等の公表

市ホームページにおいて、次の事項を公表する。なお、電話による問合せには一切応じない。

(1) 最優秀提案事業者の決定後

ア 業務の概要

(ア) 件名

(イ) 業務内容

イ 最優秀提案事業者の所在地、商号（名称）及び代表者氏名

(2) 契約締結後

ア 契約金額

イ 評価委員会及び審査会における審査の概要

ウ その他必要な事項

14 その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、参加事業者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 虚偽の取扱い

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 著作権

参加事業者が提出した提案書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、市がプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、市に提出された提案書等の返却は行わない。

(5) 情報公開

本件に関して提出された提案書等は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づく開示請求の対象となる。

(6) 業務の実施

受託者は委託者と綿密に連絡を取り合いながら、業務を実施すること。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部署名 荒尾市 総務部 文化企画課 世界遺産・文化交流室

所在地 〒864 - 8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

電話番号 0968 - 63 - 1274 ファックス番号 0968 - 57 - 7139

電子メール world.heri@city.arao.lg.jp